

6-1 用語の説明

(1) 心のバリアフリー

町田市福祉のまちづくり総合推進条例では、「心のバリアフリー」について、「心の中にある先入観、偏見等の障壁を取り除き、すべての人の存在をお互いに理解し、支え合う考え方をいう。」と定義しています。

すべての人が基本的人権を尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加できるように、地域社会における連携を深め、相互に協力する必要があります。

(2) 障害の社会モデル

障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみならず、社会における様々な障壁（バリア）と向き合うことによって発生するという考え方です。そのため、障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉えます。

(3) 合理的配慮

障がい者から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、その実施に伴う負担が重すぎない範囲で対応することです。お互いに建設的に話し合い、納得のいく方法を見つけることが重要です。

6-2 「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」について

町田市では、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることが出来る共生社会の実現を目指すため、2024年10月に「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を施行しました。

本条例の主な特長は次の5つです。

- 1 不当な差別的取扱いの禁止
- 2 合理的な配慮
- 3 障がい、障がい者及び「障害の社会モデル」に対する理解促進
- 4 建設的対話
- 5 差別に関する相談体制

